

インターネットは選挙運動に 使えない

2000年は、衆議院総選挙の年である。日本では公職選挙法によって選挙運動に厳しい制約が課せられている。同法は近年毎年のように改正され、投票時間の延長や、在外投票などが実現されたが、インターネット利用については、これまでのところ全く対応がなされていない。

すでに1996年に新党さきがけが、公職選挙法を所管する自治省に対して公開質問状を出している。それに対する回答が、自治省の公式見解を示しているが、それによるとインターネットを使っている選挙キャンペーンは事実上選挙前までしか行えない。

現行の公職選挙法は、選挙運動に関して国際的に見ても異例なほど厳しい制約を課している。ビラの種類や枚数、配布方法の制限、新聞広告のサイズや回数、制限、政見放送の時間枠の限定など、候補者が有権者に政見を伝えるための手段は、ことごとく制限されている。

自治省見解ではウェブページもビラなどと同じ「文書図画」であり、WWWサイトを開設して不特定多数の人が見られる状態にすることは、「文書図画の頒布」にあたることとされている。文書図画は種類、枚数、頒布方法が法令で限定されており、ウェブでの伝達は全く想定されていないので、事実上WWWを選挙キャンペーンに使うことはできないのである。

平常時には「常識」となった ウェブ利用

しかし、公職選挙法が適用されるのは基本的に選挙期間中だけなので、それ以外の時期には政党や候補者などがインターネットを使って政見を有権者に伝えることが、いまや「常識」となっている。

全ての主要政党が自前のウェブサイトを開設し、政治家個人のウェブページや、メールマガジンも珍しくない。現行法のもとで選挙が行われることになると、これらの活動は一時凍結されることにならざるを得ない。そうでなければ選挙違反になってしまう。

一部の政治家は、たとえば限定されたメンバーの間で、選挙についての打ち合わせをするという手法をとることで、選挙期間中もWWWを使った情報伝達を続けられるように工夫しようとしている。また、民主党は2000年3月に発表した同党高度情報化プロジェクト提言のなかで、2003年の選挙から、インターネット上の選挙運動を解禁するとともに、投票もインターネット上でできるようにすることを提案している。

ビラを大量に印刷して配布したり、マスコミを使った広告を頻繁に行うためには膨大な費用がかかる。公職選挙法の規制は、主として財力のある候補だけが有利になることを防ごうという趣旨で定められているものだが、インターネットを使ったキャンペーンは、ビラや広告に比べると遙かに安上がりですむ。インターネットを使った選挙運動の解禁が、候補者間の不平等をもたらすことはいまや考えられないといっている。インターネットに対応した公職選挙法の改正を急ぐべき時期に来ているのではないだろうか。

米国での争点

インターネットを使った選挙運動が、すでに1994年の中間選挙や、1996年の大統領選以来当たり前の風景になっている米国では、2000年の選挙にあたって、インターネットを活用した選挙について新しい論点が浮上してきている。

1つは、インターネットを利用した草の根の支持者からの政治献金の獲得である。

2000年冬の予備選挙の過程で、民主党、共和党とも、ダークホース的な候補が健闘したが、彼らを資金面で支えたのが、インターネットによるキャンペーンに応えた多数の個人献金の集積だったといわれる。新しい政治資金調達の方法が生まれたというわけだ。ただし、新しい方法として注目を集めただけで、ほとんどの献金はやはり伝統的な電話キャンペーンで得られたのだと反論する人もいる。

日本でもインターネット上の決済手段を使って個人献金を受け付けようという試みがなされているが、カード会社などが政治献金支払いを扱っていないなどの事情で実現が難しいのが実情である。

もう1つの新しい論点は、インターネット投票である。3月9日に行われたアリゾナ州の民主党予備選挙では、インターネット投票も行われ、1万7000人以上の民主党員がインターネットで一票を投じた。模擬選挙ではなく、結果が拘束力を持つ実際の選挙でインターネット投票が行われたのはこれが初めてだといわれる。

インターネットへのアクセス機会を持つ人と持たない人との間で、投票しやすさの差ができるのは平等原則に反するとして、インターネット投票中止の訴訟も提起されたが、合法との判決が下って実現されたのだった。やがて日本でもこの問題が具体化してくることになりそう。

選挙では有権者が候補者や政党についてできるだけ豊富に、また正確に情報を得て、誰に投票すべきか判断するための機会を実質的に保障されることが大切だ。インターネットがそのために効果的であることは明らかだ。日本でもインターネットの選挙への活用が実現できるようなルール作りが急がれる。

(廣瀬克哉 法政大学法学部教授)

<http://www.coara.or.jp/~sakigake/etc/kaitoshou/>



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp